

○富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則

平成21年3月26日規則第7号

改正

平成21年10月23日規則第50号

平成24年2月16日規則第4号

富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市男女共同参画のまちづくり条例（平成21年富津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(女性人材リストの作成)

第2条 市長は、条例第12条に規定する審議会等における男女共同参画を推進するため、富津市女性人材リスト（以下「女性人材リスト」という。）を作成するものとする。

2 市長は、女性人材リストを活用することにより、審議会等への女性委員の積極的登用を行うものとする。

(登録の対象者)

第3条 女性人材リストの登録対象者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員でない者であって、かつ、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 20歳以上の女性であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市に住所を有する事務所若しくは事業所に勤務する者

(2) 福祉、教育、文化その他の分野において、専門的な知識若しくは資格を有する者又は活動実績のある者

(登録の方法)

第4条 女性人材リストの登録を希望する者（以下「申出者」という。）は、富津市女性人材リスト登録申出書（別記第1号様式。以下「申出書」という。）により、市長に申し出るものとする。

2 前項の規定による申出は、自ら又は第三者の推薦により行うものとする。この場合において、第三者の推薦のときは、申出者の承諾を得なければならない。

3 市長は、第1項の申出書を受理した場合において、申出者が前条に規定する要件を満たしているときは、富津市女性人材リスト登録決定通知書（別記第2号様式）により当該申出者に通知するとともに、富津市女性人材リスト登録台帳（別記第3号様式。以下「登録台帳」という。）に必要事項を登載するものとする。

(登録の期間及び抹消)

第5条 女性人材リストの登録期間は、前条の規定により登録したときから登録抹消のときまでとする。

- 2 女性人材リストに登録された者(以下「登録者」という。)が登録を抹消しようとするときは、富津市女性人材リスト登録抹消申出書(別記第4号様式)により市長に申し出るものとする。
- 3 市長は、登録者から前項の規定による申出があったとき、又は登録者が第3条の要件に該当しなくなったと認めるときは、登録を抹消するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、文書により登録者に通知するとともに、登録台帳の記載を消除するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、富津市女性人材リスト登録変更届出書(別記第5号様式)により速やかに市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、登録者が登録内容の変更を届け出たときは、速やかに登録台帳を変更するものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7条 市長は、富津市個人情報保護条例(平成16年条例第10号)第9条の規定により、登録台帳を審議会等における男女共同参画を推進する目的以外の目的に利用及び提供してはならない。

(意見、苦情等の申出等)

第8条 条例第15条第1項の規定による意見、苦情等の申出(以下「申出」という。)は、男女共同参画に係る意見等申出書(別記第6号様式)により行うものとする。ただし、当該申出書の提出ができない特別の理由があると市長が認めるときは、口頭により申出を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 次条に規定する申出結果に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が調査することが適当でないと認める事項

(調査結果の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申出に対し、条例第15条第2項の規定により適切かつ迅

速に対応するものとし、その調査結果を男女共同参画等に係る意見等調査結果回答書（別記第7号様式）により当該申出をした者に対し、通知するものとする。

（審議会の組織）

第10条 条例第16条第1項に規定する富津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（審議会の運営）

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第12条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第13条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

（審議会の庶務）

第14条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第50号）

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成24年2月16日規則第4号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別記

第1号様式（第4条第1項）

第2号様式（第4条第3項）

第3号様式（第4条第3項）

第4号様式（第5条第2項）

第5号様式（第6条第1項）

第6号様式（第8条第1項）

第7号様式（第9条）